

平成29年生駒市農業委員会第10回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 平成29年10月13日(金)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 8番 中田 建彦

農業委員会委員

1番 辻野 俊平	2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治	4番 染岡 政明
5番 池田 憲央	6番 有山 兼吉
7番 北村 由子	9番 中本 真人
10番 中谷 佳津代	

農地利用最適化推進委員

上武 猛	中谷 明
北本 光美	高貝 要明
川端 俊雄	山田 義美
中井 啓二	

欠席者 なし

説明者 事務局 局長 岡田 敬 局長補佐 巽 眞一
係長 吉岡 浩 係員 増本 量俊

傍聴者 なし

議事次第

審議事項

- 1 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
- 2 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

報告事項

- 1 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
- 2 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
- 3 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
- 4 農地の転用事実に関する照会について

その他

○補佐 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

1番 辻野 委員、2番 西口 委員、3番 田中 委員

議案の説明を事務局に依頼。

○会長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」について事務局からの説明を依頼。

○係長 [議案読み上げ]

○係長

農地法第3条第1項について

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものであり、本件については、賃貸借権の設定を目的とした申請。

No.1の申請地の位置について

奈良県立奈良北高等学校の南約300mのところに位置する上町地内の農地。

申請理由について

賃貸人は、本農地を相続により取得したが、諸事情により営農が難しく、本農地を借りていただける方をさがしていたところ、平成27年3月より、新規就農者として、生駒市高山町や上町地内において菊作りを中心に営農をしている賃借人と話しがまとまり、本申請が出てきたもの。

賃借人については、耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また、農地取得の下限面積要件について、すでに借りている農地が20アール以上あり、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月10日に会長をはじめ農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1について地元農業委員の北本委員へ補足説明を依頼。

○北本委員

賃借人は菊作りの親株を育てたいとのことで熱心に取り組んでいる様子。他、事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 当該農地には水田が隣接しているが、賃借人の菊作りでは農薬を多く使うこととなり、農薬が悪影響をもたらすことにならないか。

○事務局 隣接農地に対しては影響を与えないよう、寒冷紗（防虫ネット）を使うなど対策することのことで、了解をいただいている。

○委員 生駒市の平均的な賃料を知りたい。

○事務局 賃料については奈良県の状況であれば奈良県農業会議のホームページに掲載されているので参考にさせていただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。

議案第2号 「農地法第4条許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。

○係長 〔議案読み上げ〕

農地法第4条許可申請について

所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可を求める申請。

No.1の申請地の位置について

国道163号線沿いにある奈良交通「イモ山バス停」の北約170mのところに位置する北田原町地内の農地1筆。

申請理由について

申請地の北には北田原工業団地があり、多くの会社が事業展開をしており、多くの従業員がこの工業団地で働いているが、慢性的に駐車場が不足しているため、申請者は、本農地を転用し、工業団地に勤める従業員の駐車場として利用することになった次第。

立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当。

申請にあたっては、地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書も添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月10日に会長をはじめ農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、問題はない。

本申請の許可権者は、奈良県知事になる。本委員会承認後、本申請を奈良県知事に進達するという流れになる。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1について地元農業委員の高貝委員へ補足説明を依頼。

○高貝委員

申請地の近くには工業団地があり、従業員の駐車場が慢性的に不足している状況であり、事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
- 委員 知事の許可があれば、地目変更する必要があるのか。なくても駐車場はできるのか。
- 事務局 不動産登記法によると、駐車場であれば雑種地になり、地目変更する義務がある。
- 委員 地目変更で雑種地になった後、地目を宅地に変更することはできるのか。
- 事務局 宅地に家を建てる場合、都市計画法の制限を受け、市街化調整区域での家の建築については農家住宅、分家住宅のような最低限のものしか認められていない。またこの場合、市の農業委員会を經由し郡山土木事務所から農家証明書の発行を受けないと建てることできない。農地から雑種地になったとしても市街化調整区域では家を建てることは簡単にできない。
- 委員 地目を雑種地にした後、転売できるのか。
- 事務局 転売はできるが、市街化調整区域なので、家を建てるにあたり、市街化調整区域なので制限を受けることになる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第2号「農地法第4条許可申請承認について」の承認を宣言。
議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。
- 係長 〔議案読み上げ〕

農地法第5条許可申請について

所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定がある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可を求める申請。

No.1の申請地の位置について

生駒市立ひがし保育園の北約300mのところの位置する小明寺町地内の農地4筆。本申請は4筆のうち、市街化調整区域内にある1筆であり、市街化区域内にある、残3筆については報告案件にて報告したい。

申請理由について

申請地の北側にある使用借人の農地へ入る進入路が狭く、また、乗って来た農機具等を積んだ車両を公道上に駐車することになるため、今般農地への進入路兼農業用駐車場を目的として、農地転用申請が出てきたもの。

立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水はなく、雨水は既存水路に放流することになっており、また、地元水利組合の同意も添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題は

ない。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はない。

なお、小明町1596番4、1596番5、1578番2についても同じ転用目的の手続が必要であるが市街化区域であることから、別途、農地転用の届出がでてきており、報告案件で説明したい。

本申請の許可権者は、奈良県知事になる。本委員会承認後、本申請を奈良県知事に進達するという流れになる。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1について地元農業委員の川端委員へ補足説明を依頼。

○川端委員

事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 当該農地を通過している里道は今後どのようになるのか。

○委員 現況の里道のままで特に変動はない。周辺に農地もあるので、引き続き不特定多数の方も活用することになる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第4号「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」

一括して説明を事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係員 〔議案読み上げ〕

○係員 議案の内容について説明

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～27については、相続によ

り所有権を取得された農地について、届出されたもの。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○係員〔議案読み上げ〕

○係員 議案の内容について説明

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので権利の設定、移転が伴う農地転用。

No.1～No.3の申請地の位置について

近鉄南生駒駅から東に300メートルに位置する農地。

報告事項

青空資材置場を目的として農地転用の届出がされたもの。

No.4～No.6の申請地の位置について

生駒市立ひがし保育園の北約300mのところの位置する小明寺町地内の農地4筆。本申請は4筆のうち、市街化区域内にある3筆であり、市街化調整区域内にある、残1筆については審議案件にて説明した通り。

報告事項

農地への進入路及び農業用駐車場を目的とした農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」

○係員〔議案読み上げ〕

○係員 議案の内容について説明

概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

報告事項

No.1～5は、現況は山林化しており、農地に回復することは不可能であると思われるが、地目が農地のままにされていた土地。

今般、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農業委員と現地調査の結果、農地性はなく、その旨法務局に回答したもの。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

報告第4号「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」

○係員〔議案読み上げ〕

本来全項目申し上げるところであるが件数が多いため各自ご一読いただくことでご容赦いただきたい。

本報告は、生駒市の地籍調査の担当部局から、生駒市鹿畑町地内でおこなっている地籍調査に際し、農地から農地以外の地目に変更になる農地について確認の照会があった

もので、地元農業委員と現地確認を行うなどをして、1筆を除いて、すでに農地性がないと判断をして回答をしたものを報告しているものであり、道路敷きの一部となっている、転用手続きはされているが地目変更手続きがされていない、あるいは、従前から建物の敷地となっていたものである。なお、地籍調査に基づく地目変更については、国の認可が必要なため、実際の地目変更までには、約1年かかる。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定についての説明を事務局に依頼。

○係長 農地利用最適化指針とは、平成28年4月1日に法改正された農業委員会等に関する法律第7条において、定めるよう務めることとされており、農地等の利用の最適化の推進（遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進）に関する目標、推進方法を定義するもので、定めたとき、変更したときには公表することとされる。

指針策定の行程スケジュールとして、指針案の提案、各委員の意見聴取、修正案の提案、委員会での決定等を予定。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 なら農業委員会女性委員の会実務研修について、参加した3名の女性委員に研修報告を依頼。

○西口委員

新規就農者を増やしていくために、学校や出荷先とのつながりを深めるための活動について取り組んでいきたい。近隣の学校等に、生駒の農業のメリットをアピールし卒業生の就農に対する意識を醸成し、生駒の農産物をアピールすることで地産地消につなげていく。新規就農者には出荷販路や耕作に適正な農地を紹介し、生駒市の土壌環境に適正でかつ消費者に受け入れられやすい作物を指導することで、売上に直結させる。こういった取り組みについて努力していきたい。

○北村委員

農業委員会の制度発足時は、少ない農家が広大な農地をどのように使うかが課題であった。現在農地に対する農家が減少しており、新しい担い手を産み出さねばならない状況に直面している。漠然とした課題への取り組みを知りたいため、他の市町村の農業委員に連絡を取り、現在の活動内容の実践について教えていただいたところである。

○中谷 佳津代委員

全国農業会議所の提案する、「農地利用の最適化は、情報提供活動から」に共感した。農地利用最適化推進に取り組む前に、地元農家との信頼関係を深めておくための準備行動として情報発信が必要であり、一例として「全国農業新聞」の勧誘による情報提供活動についての提案があった。早速ながら地元農家に農業新聞を勧誘する活動に着手し、農業委員として農家との関係づくりに取り組んでいる。農業新聞の勧誘については、ひとまず今年11月末締め切りとのことであり、各委員みなさんにもご協力いただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 第36回農業祭について事務局に説明を依頼。

○局長補佐

生駒市農業祭について、平成29年11月12日（日）北コミュニティセンターにて開催。

○議長 〔第36回農業祭について調整〕

○議長 その他について事務局に説明等を依頼。

○局長補佐

「広報いこま」に掲載する農業委員名簿について説明。

○係長 第3回いこままつり（いこま福祉会かざぐるま主催）について開催日、場所、内容等説明。

平成29年11月4日（土）壱分小学校のグラウンドで開催。

○局長補佐

愛知県東郷町農業委員会からの視察受け入れについて日程等説明。

平成29年10月27日（金）10時～11時30分頃

○係長 利用状況調査について依頼事項等説明。

新たに発生した遊休農地の意向調査を行う。調査結果に基づいた意向調査対象について次回委員会で報告、調整するため、それに間に合うよう結果報告を各委員に依頼。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○補佐 次回の日程について

定例会 11月13日（月）午後2時 401・402会議室

現地調査 11月 8日（水）午後1時30分

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 閉会宣言

午後4時30分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成29年生駒市農業委員会第10回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1番 辻野 俊平

議席番号 2番 西口 まゆり

議席番号 3番 田中 勇治
